

経税部
だより

歯科医院の確定申告と 新型コロナウイルス感染症対応各種支援金の税務・会計処理

税理士 清家 裕

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、国民生活や事業経営に大きな被害が発生しています。その被害救済のために、国や地方公共団体は補助金や給付金などの支援金を支給しています。これらの支援金を受け取った場合、令和3年分の確定申告で「所得税や消費税の計算上、どのように取り扱えばいいのか」との質問が、個人開業医から寄せられています。そこで、個人開業医に関する主な支援金の税務・会計処理について、ご説明いたします。

1. 所得税の税務・会計処理

資料1をご覧ください。は、いずれも所得税は課税です。

資料1 新型コロナウイルス感染症対応各種支援金の課税関係表

内容	種別	申請先	所得税	消費税	措置法26条「医業収入7000万円」の判定
①感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金 診療所100万円・25万円など	補助金	国 都道府県	課税 (収入計上) (雑収入)	不課税 ※ 仕入税額控除額に注意	カウントしない
②発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業 (発熱外来補助金)	補助金	国	課税 (収入計上) (雑収入)	不課税	カウントしない
③持続化給付金	給付金	国	課税 (収入計上) (雑収入)	不課税	カウントしない
④家賃支援給付金	給付金	国	課税 (収入計上) (雑収入)	不課税	カウントしない
⑤雇用調整助成金	助成金	国	課税 (収入計上) (雑収入)	不課税	カウントしない

資料2 「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」の記載例

令和3年中に確定通知があった場合

別添①

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

平成3年分
令和

氏名 ●●●●

国庫補助金等の名称	医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業による補助金
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他 (厚生労働省)
交付の目的	医療機関・薬局等における感染拡大防止等のため
交付を受けた年月日	令和3年 ●月 ×日
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額	●●●, ●●● 円
国庫補助金等の交付に代わるべきものとして資産の交付を受けた事由	
交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良をした固定資産に関する明細	種類 器具及び備品 細目 消毒殺菌用機器
国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日	令和3年 ▲月 ◎日
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合	
国庫補助金等の交付の条件	
国庫補助金等をもって取得又は改良等をする固定資産について、取得または改良予定年月日	年 月 日
取得に要する金額の見込額	円
内訳	円
	円
	円
	円
その他参考事項	

【事例】① 補助金の交付申請及び固定資産の取得が令和2年であり、補助金の交付決定が令和3年である場合
② 補助金の交付申請、固定資産の取得及び補助金の交付決定が令和3年である場合

資料3 「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」

第2号様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

事業者名
代表者氏名

令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金について、当該交付要綱6の(9)の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額) 金 円

3 添付書類
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

(1) 収入の計上時期

支援金の収入の計上時期は、①感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金(以下、感染拡大防止等支援事業補助金)、②発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業(以下、発熱外来補助金)、③持続化給付金——は交付決定日です。交付決定日が令和3年中であれば、令和3年分の雑収入(事業所得の雑収入、以下同じ)で計上します。

④家賃支援給付金は、支給対象となる家賃を支出した時に、その年分の雑収入で計上します。⑤雇用調整助成金は、事前に休業等計画書を提出しているが年末までに決定通知が届いていない場合でも、休業日の属する年分に見積りにより雑収入に計上する必要があります。しかし、新型コロナウイルスの特例措置で事前の休業等計画書の提出は不要とされていますので、

(2) 感染拡大防止等支援事業補助金の収入計上について

感染拡大防止等支援事業補助金の収入計上時期は交付決定日ですが、令和2年中に補助金を申請し交付決定日及び入金日3年で支出した場合は、その分に対応する残額の

収入計上時期は、原則として交付決定日の属する年分となります。

ただし、その処理は認められず、事前の休業等計画書を提出しなくても、交付申請を行っており、交付を受けることの確実性が認められて給与が発生した日の属する年分として交付決定日の属する年分となります。ただし、その処理は認められず、事前の休業等計画書を提出しなくても、交付申請を行っており、交付を受けることの確実性が認められて給与が発生した日の属する年分として交付決定日の属する年分となります。

2年に対象経費を一部支出してその分の補助金を受け、令和2年で雑収入に計上し、令和3年に対象経費を令和3年で支出した場合は、その分に対応する残額の

減価償却はこれに対応する補助金を控除した残額を減価償却することになります。いわゆる「圧縮記帳による減価償却」です。この処理は措置法26条の適用を受けている場合にも適用できません。

資料1をご覧ください。

各種支援金は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(資料3)の提出・返還の手続きが必要です。また、簡易課税を選択している課税事業者及び消費税の免税事業者にはこの適用はありません(資料3)の「2 仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)」を0円として「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」を提出する必要があります。

「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」(令和2年3月、令和3年12月27日更新)の「所得税に関する取扱い」の

問9-2「助成金等の収入計上時期の取扱い」(令和3年12月27日更新)の参考「新型コロナウイルス感染症の影響に

2. 消費税の税務・会計処理

資料1をご覧ください。各種支援金は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(資料3)の提出・返還の手続きが必要です。また、簡易課税を選択している課税事業者及び消費税の免税事業者にはこの適用はありません(資料3)の「2 仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)」を0円として「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」を提出する必要があります。

「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」(令和2年3月、令和3年12月27日更新)の「消費税に関する取扱い」の

問9-2「助成金等の収入計上時期の取扱い」(令和3年12月27日更新)の参考「新型コロナウイルス感染症の影響に